

庁内利用パソコン貸借借仕様書

庁内利用パソコン賃貸借仕様書

1 件名

庁内利用パソコン賃貸借

2 適用

本仕様書は、庁内利用パソコンの借入、設定及び保守について適用する。

3 物件

下水道部ネットワーク利用環境で使用するハードウェア（端末及び端末の付属品等）とソフトウェア（マニュアルを含む）を指定場所へ納入（設置を含む。）すること。また、物件の利用に伴って必要となる物品（接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。また、各ソフトウェアのライセンスに関しては環境に対して最適な形態を選択すること。

4 賃貸借期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

5 物件の仕様

別紙機器構成仕様のとおりとする。

6 納入場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市下水道企画建設課

7 導入スケジュール

導入スケジュールについては、次のとおりとするが、契約後速やかに導入スケジュールの詳細について本市と協議すること。

なお、導入スケジュールについては変更する可能性があるので、その際には本市の指示に従うこと。

（1）準備期間

契約日から令和8年2月28日までを準備期間とし、この間に受注者は物件の調整等を行うこと。準備期間の賃貸借料は発生しないこととする。

（2）設置期間

準備期間終了の翌日から賃貸借期間の前日までを設置期間とし、受注者は物件の設置を行うこと。設置期間中の賃貸借料は発生しないこととする。

（3）その他

契約後速やかに、導入する物件の仕様の詳細を文書にて本市に提示し、本仕様書と適合していることの説明を行うこと。

8 保守契約

物件の保守は本契約に含む。

9 受注者の作業範囲

(1) 物件の調達

本仕様の要件を満たす物件を調達すること。

(2) 物件の設定作業

「10 物件の設定等について」のとおり。

(3) 物件の納入

「11 物件の納入について」のとおり。

(4) 物件の保守

「12 物件の保守等について」のとおり。

(5) 物件の撤去及び返還

「13 物件の撤去及び返還について」のとおり。

10 物件の設定等について

(1) セットアップについて

物件については、別紙機器構成仕様に基づいたセットアップ等を行うこと。また、各種ドライバソフトウェア、ユーティリティソフトウェア、アプリケーションソフトウェアを併せてインストールすること。

(2) インターネット環境

セットアップに際して、本市からインターネット環境の貸出はしないので、必要な場合は受注者の負担にて用意すること。

11 物件の納入について

物件の納入（設置を含む。）については次のとおりとする。

なお、物件を納入する日の14日前までに、納入日時、納入場所、納入方法等の詳細を本市と協議すること。

(1) 物件の納入場所

物件の納入場所については「6 納入場所」のとおりであるが、詳細については契約後、本市より指示するものとする。

(2) 物件の納入

物件の納入（設置を含む。）は、「和歌山市の休日を定める条例」に定める市の休日を除く日の9時00分から17時00分までとし、1日間で作業を行うこと。ただし、作業に関しては、本市の業務に支障とならないよう（騒音、振動が発生しない等）に十分注意すること。また、「和歌山市の休日を定める条例」に定める市の休日を除く日の17時00分以降又は休日に作業を行うことを指示した場合は、その指示に従うこと。

なお、下水道ネットワーク用デスクトップパソコンについては、本市が指示する場所に設置すること。

12 物件の保守等について

(1) 保守の概要

物件が常時正常な状態で稼動し完全な機能を保つように、物件の障害時に必要な部品や代替機等を用意し、物件の保守を行うこと。

なお、保守に関しいかなる場合においても、本市に対して別途費用を請求することはできない。

(2) 保守の内容

物件に対して、次の保守を行うこと。

なお、保守以外であっても、物件を常時、正常な状態で稼動し完全な機能を保つ上で必要な場合は受注者の責任において保守を行うこと。

ア 障害時の連絡対応、問診の実施

イ 障害切り分け作業、障害時のオンサイト対応、必要に応じた部品交換の実施

ネットワークを含む不良部位の切り分けを行うとともに、ハードウェアの交換が必要な場合は、交換を行うこと。必要に応じてソフトウェアの回復および疎通確認を行うこと。

ウ 予備品の用意

オンサイトでの保守対応が不可能な部品がある場合には、予備品を用意する等により迅速な復旧を行うこと。

エ ソフトウェアサポート

物件について本市が必要であると判断し指示した場合には、以下のサポートを行うこと。

- ① 物件のライセンスの範囲内で適用可能なソフトウェアのバージョンアップに必要なソフトウェア、パッチ等のCD-R等の媒体による提供
- ② 物件に対するソフトウェア、ファームウェア、ドライバ、パッチ等の改良版のCD-R等の媒体による提供
- ③ ①及び②の更新作業マニュアルの作成及び提供
- ④ マニュアル改訂版の提供
- ⑤ 保守、技術情報等の提供
- ⑥ 各種技術支援

オ ウイルス対策ソフトの更新

下水道部ネットワークについてはインターネットに接続していないため、下水道部ネットワーク用ノートパソコンPC及びデスクトップパソコンについては、3ヶ月に1度、ソフトウェア仕様に記載のあるウイルス対策ソフトに対応した、最新のウイルス定義ファイルを収録したCD-R等の媒体を本市に提出すること。

ウイルス定義ファイルの更新作業については本市にて行うものとし、受注者は更新作業マニュアルを作成し提出すること。

なお、緊急性を要するウイルス対策ソフトのバージョンアップ、ウイルス定義ファイルの更新については、上記の頻度のほか、本市からの指示がない場合においても、その都度速やかにバージョンアップに必要なソフトウェア、パッチ及びウイルス定義ファイル等を収録したCD-R等の媒体を本市に提出すること。

(3) 保守体制

ア 賃貸借期間開始後直ちに保守依頼時の連絡先、保守体制、サポート内容・方法について明記した文書を本市に提出すること。

イ 保守関連の連絡窓口は1か所に集約することとし、その窓口は和歌山市内もしくは和歌山市近郊とすること。

ウ 各保守拠点は、保守要員が常時待機しており、修理、点検、保守、その他アフターサービスについて、適切かつ迅速な対応が可能であること。

エ 障害発生の本市からの連絡後、概ね2時間以内に保守要員の訪問又は保守要員との電話での保守の対応に着手すること。ただし、保守要員からの電話による指示のもとで、本市が対応できる障害であると本市が認めた場合は、保守要員が訪問する必要はない。また、ハードウェアのオンサイト保守については、保守要員による当日訪問対応とする。

オ 保守受け付け時間帯は、平日の9時00分から18時00分までとし、作業については、原則として平日の8時30分から17時15分までとする。ただし、作業にあたっては本市の指示に従うこと。なお、突発緊急時や作業の遅延等の場合には協議するものとする。

カ 保守拠点には常時保守部品（ソフトウェア、付属品等を含む。）を保有し、適切かつ迅速な対応が可能であること。

キ 本市から物件が常時正常な状態で稼動し完全な機能を保つために必要な協力依頼があった場合には迅速に対応すること。

（4）保守部品

保守部品（ソフトウェア、付属品等を含む。）を常時保有するとともに供給が可能であること。

（5）動産総合保険

ア 各種事故に対応するため、物件には動産総合保険を付保すること。

イ 補償額は物件の標準価格（オープン価格の場合は対象となる物件を新たに取得できる額）相当額を補償の上限額とし、この上限までは発注者の負担がないものとする。ただし、地震、噴火、津波並びに故意及び重過失による損害は対象外とする。

（6）特記事項

ア 物件の全て（他社製のハードウェアおよびソフトウェアも含む。）を保守対象とする。

イ 本市で交換可能な部品（機器メーカーがユーザーでの交換が可能と認める部品）を本市及び本市が指定する業者がサードパーティ製のものに交換した後も、当該物件を保守の対象とすること。ただし、サードパーティ製の部品そのものは保守の対象としない。

ウ 本市又は本市が指定する業者が本仕様書に記載のないソフトウェアをインストールした後も、当該物件を保守の対象とすること。ただし、本市又は本市が指定する業者がインストールしたソフトウェアは保守の対象としない。

エ 本市からの依頼に基づき、機器の正常稼動に必要な物件に対する質疑応答等の技術支援を行うこと。

オ 保守業務の遂行において、必要な機器・備品は受注者の負担で準備すること。

カ セキュリティパッチの適用時における障害発生を事前に防ぐため、物件固有の問題（BIOS やデバイスドライバ等を事前にアップデートする必要がある等）があれば、当該セキュリティパッチ発表後可能な限り速やかに本市に報告すること。

キ 物件に重大な影響を及ぼす問題が判明した場合は、本市に対して速やかに状況及び対策方法についての情報提供を行うとともに、受注者にて必要なソフトウェアアップデート等の対策を実施すること。

ク 下水道部ネットワークについては、インターネットに接続していないため、賃貸借契約期間中はインターネット接続環境がない状態で正常な稼働ができる状態（インターネットへの接続は、携帯電話のテザリング機能又はモバイル Wi-Fi ルーターの利用も可）を確保すること。

なお、ソフトウェアのライセンス認証等で定期的にインターネット接続環境が必要な場合は、常時接続は認めないが、必要最低限のインターネットへの接続することが出来るものとする。その場合は受注者の負担にてインターネット環境を確保すること。

13 物件の撤去及び返還について

（１）賃貸借期間満了後、本市が指定する場所において物件を返還するものとする。

なお、付属品等（ＡＣアダプタ、電源ケーブル、ディスプレイを除く。）、本仕様書に基づき提供されたＣＤ－Ｒ等の媒体、マニュアル等は、本市にて処分するため返還の対象としない。

（２）物件の返還及び撤去は、「和歌山市の休日进行を定める条例」に定める市の休日を除く日の９時００分から１７時００分までに行うこととする。

なお、返還日の３０日前までに返還の日時、方法等について本市と協議し決定すること。

（３）受注者にて、物件のディスク内に保存されているデータを米国国立標準技術研究所（NIST）のSP800-88 Rev.1 に定義されているPurge（除去）に相当するデータ消去法により消去すること。その結果を書面にて証明し本市に提出すること。

（４）返還に伴う諸費用は受注者の負担とする。

13 ライセンスの取り扱いについて

契約期間内、契約期間満了を問わず、本契約に基づき納入されるライセンスは本市が使用することができるものとする。

別紙 器機構成仕様

別紙 機器構成仕様

1 物件一覧

仕様名	機器名	数量	納入場所
下水道部ネットワーク用 ノートパソコン	ノートパソコン本体	1 台	和歌山市
	ソフトウェア	1 組	
	付属品等	1 組	
下水道部ネットワーク用 デスクトップパソコン	デスクトップパソコン本体	1 台	下水道企画 建設課
	ソフトウェア	1 組	
	付属品等	1 組	

2 仕様

(1) 下水道部ネットワーク用ノートパソコン仕様

ア ハードウェア仕様（下水道部ネットワーク用ノートパソコン）

	内容	数量
機種	現行のカタログに記載されているビジネスモデルであること。	1
パソコン筐体	3辺サイズ（折りたたみ時）の合計が 60cm 以上 69cm 以内のノート型であること。	
CPU	Intel 社製 Core i シリーズの第 13 世代以上で Core i5 以上の性能を有すること。	
メインメモリ	DDR4 SDRAM を最大 32GB 以上搭載できること。 正常に作動するメモリを 16GB 以上搭載すること。	
モニタ	内蔵 15.6 型ワイド以上のカラー液晶で、フル HD（解像度 1920×1080 ドット）以上であること。	
ストレージ	512GB 以上の内蔵フラッシュメモリディスク (SSD) を搭載すること。	
光学ドライブ	内蔵スーパーマルチドライブを搭載すること。	
オーディオ機能	ステレオスピーカー及びマイクを内蔵すること。	
Web カメラ	90 万画素以上の内蔵 Web カメラを搭載すること。	
キーボード	JIS 標準配列または JIS 配列に準拠した日本語キーボードで、テンキーが付いていること。	
L A N	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T に対応すること。 RJ45 コネクタが搭載されていること。	
無線 L A N	IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax に対応すること。	
Bluetooth	Bluetooth V5.3 準拠に対応すること。	
U S B	USB3.2 以上の USB (Type-A) ポートを 3 つ以上搭載すること。 USB3.2 以上の給電可能な USB (Type-C) ポートを 1 つ以上搭載すること。	
外部ディスプレイ	外部ディスプレイ接続用のインターフェースとして、アナログ RGB（ミニ D-sub15 ピン）及び HDMI 端子を搭載すること。	
電源	AC アダプタを添付し、内蔵バッテリーを搭載すること。	
セキュリティスロット	盗難防止ワイヤーロックを装着できるスロットを備えていること。	
環境配慮事項	・省エネ法に基づくエネルギー消費効率(2022 年度基準)が AA 以上であること。 ・国際エネルギースタープログラム適合製品であること。	

イ ソフトウェア仕様（下水道部ネットワーク用ノートパソコン）

	製品名	数量
OS	Microsoft Windows11 Pro 日本語版 （以下、「Windows 11 Pro」という。）	1
ワープロ、表計算等	Microsoft Office Home & Business 2024 日本語版	
ウイルス対策	ESET PROTECT	
電子文書作成	Adobe Acrobat Standard 日本語版	
電子文書作成	富士ゼロックス DocuWorks 10 日本語版	
ライティングソフト	内蔵スーパーマルチドライブに対応したライティングソフト	

ウ 付属品等仕様（下水道部ネットワーク用ノートパソコン）

	製品名	数量
ACアダプタ	上記ハードウェアに付属する AC アダプタを添付すること。	1
マウス	USB 接続のレーザー式マウス。スクロール機能を有し、ハードウェアに接続して作動すること。 右手及び左手での使用に支障がない形状であること。	
盗難防止ワイヤー	・セキュリティスロットに装着できるものであること。 ・ハードウェアに正しく装着できること。 ・ワイヤー径が 2.2mm 以上あること。 ・ロック番号を任意に設定できるダイヤル式ロックによって施錠できること。	
ネットワークケーブル	カテゴリ 6 以上の性能を有するストレートケーブルで、長さは 5 m、色は赤とする。	
ドライバ及び機種標準ユーティリティ	ハードウェア仕様に記載されているハードウェアを正常に作動させるために必要なドライバ及び機種標準ユーティリティをすべて収録したメディア（CD-R）等を添付すること。 なお、ハードウェアの内蔵ドライブで読込可能であること。	
リカバリメディア	ハードウェア仕様に記載されているハードウェアを正常にリカバリできる専用リカバリメディア（Windows 11 Pro 版）を添付すること。	

(2) 下水道部ネットワーク用デスクトップパソコン仕様

ア ハードウェア仕様 (下水道部ネットワーク用デスクトップパソコン)

	内容	数量
機種	現行のカタログに記載されているビジネスモデルであること。	1
パソコン筐体	3辺サイズ(本体)の合計が65cm以上75cm以内(台座部分を含まず。)のスリムタワー型であること。	
CPU	Intel社製Core i シリーズの第13世代以上でCore i7以上の性能を有すること。	
メインメモリ	DDR4 SDRAM を最大64GB以上搭載できること。 正常に作動するメモリを32GB以上搭載すること。	
ストレージ	512GB以上の内蔵フラッシュメモリディスク(SSD)を搭載すること。	
光学ドライブ	内蔵スーパーマルチドライブを搭載すること。	
LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-Tに対応すること。 RJ45コネクタを搭載すること。	
USB	USB2.0以上のUSB(Type-A)ポートを4つ以上、USB3.2以上のUSB(Type-A)ポートを3つ以上、USB(Type-A)ポートを7つ以上搭載すること。 USB3.2以上のUSB(Type-C)ポートが1つ以上搭載すること。	
セキュリティスロット	盗難防止ワイヤーロックを装着できるスロットを備えていること。	
環境配慮事項	省エネ法に基づくエネルギー消費効率(2022年度基準)がAAA以上であること。	

イ ソフトウェア仕様 (下水道部ネットワーク用デスクトップパソコン)

	製品名	数量
OS	Microsoft Windows11 Pro 日本語版 (以下、「Windows 11 Pro」という。)	1
ワープロ、表計算等	Microsoft Office Home & Business 2024 日本語版	
ウイルス対策	ESET PROTECT	
電子文書作成	Adobe Acrobat Standard 日本語版	
電子文書作成	富士ゼロックス DocuWorks 10 日本語版	
ライティングソフト	内蔵スーパーマルチドライブに対応したライティングソフト	

ウ 付属品等仕様（下水道部ネットワーク用デスクトップパソコン）

	製品名	数量
電源ケーブル	上記ハードウェアに付属する電源ケーブルを添付すること。	1
キーボード	日本語キーボードで、テンキーが付いていること。	
マウス	USB 接続のレーザー式マウス。スクロール機能を有し、上記ハードウェアに接続して作動すること。 右手及び左手での使用に支障がない形状であること。	
ディスプレイ	ステレオスピーカー内蔵液晶ディスプレイ 23 型ワイド以上。フルHD（解像度 1920×1080）以上。 本体と同一メーカーであること。	
ハードディスク	USB3.2 に対応した、1 TB 以上外付けハードディスク。 上記ハードウェアに接続して作動すること。	
盗難防止ワイヤー	・セキュリティスロットに装着できるものであること。 ・ハードウェアに正しく装着できること。 ・ワイヤー径が 2.2mm 以上あること。 ・ロック番号を任意に設定できるダイヤル式ロックによって施錠できること。	
ネットワークケーブル	カテゴリ 6 以上の性能を有するストレートケーブルで、長さは 5 m、色は赤とする。	
ドライバ及び機種標準ユーティリティ	ハードウェア仕様に記載されているハードウェアを正常に作動させるために必要なドライバ及び機種標準ユーティリティをすべて収録したメディア（CD-R）等を添付すること。 なお、ハードウェアの内蔵ドライブで読込可能であること。	
リカバリメディア	ハードウェア仕様に記載されているハードウェアを正常にリカバリできる専用リカバリメディア（Windows 11 Pro 版）を添付すること。	

(4) その他の仕様及び補足事項（全仕様共通）

No.	補足事項
1	パソコン本体及びその他すべての付属品は、中古品ではないこと。
2	パソコン本体、その他すべての付属品は、本仕様書のハードウェア及びソフトウェア構成での正常な動作を保証すること。
4	ハードウェア仕様に記載されているメーカー以外のCPUを選択する場合は、当該CPUが本仕様書に記載の仕様に適合することを明確に証明する資料を提出し、本市が仕様に適合すると判断した場合に限り選択を認めることとする。
5	最初のドライブ名は、「C」ドライブとすること。
6	機種標準ユーティリティとして、DVD再生機能が備わっていること。
7	下水道部ネットワークに接続されたネットワークハブから、物件までのネットワークケーブルを布設すること。ただし、本市が布設の必要がないと判断した場合は、ネットワークケーブルを布設する必要はない。
8	同梱されていないマニュアル、技術資料等を必要な部数提供すること。
9	納入に際して、梱包材、本市が不要と判断する付属品・マニュアル等は受注者にて処分すること。
10	パソコン本体には、本市が指定する部分に本市が指定する器機番号等のシールを貼ること。
11	ソフトウェア仕様に記載されている本市指定のソフトウェアは、すべて「c:\¥Program Files」配下にデフォルトフォルダ名でインストールすること。
12	本市が指定するプリンタ及びデジタル複合機への出力に必要なドライバ等をインストールすること。
13	本市が指定するデジタル複合機のスキャナ機能を使用するための設定を行うこと。
14	保守サービスとして、当日訪問修理を行うこと。
15	ソフトウェアのサポートについては、受注者が契約を代行すること。

賃 貸 借 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、庁内利用パソコン（以下「物件」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は物件を乙から賃借し、乙はこれを賃貸する。

2 乙は、物件が常時、正常な状態で稼動し得るよう別紙庁内利用パソコン賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、維持する義務を負うものとする。

（対象物件及び設置場所）

第2条 物件及び設置場所は、次のとおりとする。

（1）物件 仕様書のとおり

（2）設置場所 和歌山市役所

（契約期間）

第3条 この契約の期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日までとする。

（賃貸借料）

第4条 賃貸借料は月額 円（うち消費税及び地方消費税に相当する額 円を含む。）とし、甲は乙に当該月の翌日以降に 円（うち消費税及び地方消費税に相当する額 円を含む。）を支払うものとする。

（賃貸借料の請求）

第5条 乙は、甲に対し当該月の翌日以降に賃貸借料の請求をするものとする。

（賃貸借料の支払）

第6条 甲は、前条の請求書を受けた日から30日以内に賃貸借料を乙に支払わなければならない。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による賃貸借料等の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

（善管注意義務）

第7条 甲は、物件を善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

2 乙は、物件に賃貸借物である旨の表示をしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、甲の故意又は重大な過失により物件を損傷したときに限り、甲に損害を請求することができる。

（機器等の保守）

第8条 乙は、機器等が常時正常な状態で稼動し得るよう保守を行うものとする。

2 前項の保守に要する費用は、賃貸借料に含まれるものとする。

3 第1項の保守を行わせるため、甲は、乙が派遣する技術員（以下「技術員」という。）を第2条第2号の設置場所に立ち入らせるものとする。この場合、技術員は、甲に対し本人確認証を提示しなければならない。

(通知義務)

第9条 甲は、第2条第2号の設置場所を変更するときは、あらかじめ乙に通知し、その承諾を得なければならない。

(料金の改定)

第10条 乙は、契約期間中に公租公課の増減等により賃貸借料の額が不相当となったときは、書面でその旨を通知し、甲乙協議して賃貸借料を改定することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがない場合は、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、乙が負担する。

2 甲及び乙は、前項に規定するほか必要がある場合は、甲乙協議の上、書面で通知することにより、この契約を解除することができる。

3 第3条の規定にかかわらず、甲は、令和8年度以降の甲の歳出予算において、この契約の保守代金等に減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、甲が負担する。

(暴力団等排除に係る解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第13条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができ
る。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(物件の返還)

第14条 甲は、この契約が満了したときは、物件を速やかに乙に返還しなければならない。

(機密の保持)

第15条 乙は、契約の履行に際し知り得た甲の秘密を外部に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第16条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を

第1審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

乙

賃 貸 借 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）と
（以下「丙」という。）は、庁内利用パソコン（以下「物件」という。）の
賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は物件を乙の責任において丙から賃借し、丙はこれを賃貸する。

2 乙及び丙は、物件の修繕等、物件が常時正常な状態で稼動し得よう別紙庁内利用パソコン賃貸
借仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、維持する義務を負うものとする。

3 丙は正当な理由なくこの契約に定められた債務を履行しない場合は、乙が当該債務を履行するも
のとする。

（対象物件及び設置場所）

第2条 物件及び設置場所は、次のとおりとする。

（1）物件 仕様書のとおり

（2）設置場所 和歌山市役所

（契約期間）

第3条 この契約の期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日までとする。

（賃貸借料）

第4条 賃貸借料は月額 円（うち消費税及び地方消費税に相当する額 円
を含む。）とし、甲は乙に当該月の翌日以降に 円（うち消費税及び地方消費税に相当
する額 円を含む。）を支払うものとする。

（賃貸借料の請求）

第5条 丙は、甲に対し当該月の翌日以降に賃貸借料の請求をするものとする。

（賃貸借料の支払）

第6条 甲は、丙から前条の請求書を受けた日から30日以内に賃貸借料を丙に支払わなければなら
ない。

2 乙及び丙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による賃貸借料等の支払が遅れた場合は、
未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払
遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決
定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端
数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求するこ
とができる。

（善管注意義務）

第7条 甲は、物件を善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

2 丙は、物件に賃貸借物である旨の表示をしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、甲の故意又は重大な過失により物件を損傷したときに限り、
甲に損害を請求することができる。

（機器等の保守）

第8条 丙は、機器等が常時正常な状態で稼動し得よう保守を行うものとする。

2 前項の保守に要する費用は、賃貸借料に含まれるものとする。

3 第1項の保守を行わせるため、甲は、乙が派遣する技術員（以下「技術員」という。）を第2条第2号の設置場所に立ち入らせるものとする。この場合、技術員は、甲に対し本人確認証を提示しなければならない。

（通知義務）

第9条 甲は、第2条第2号の設置場所を変更するときは、あらかじめ乙に通知し、その承諾を得なければならない。

（料金の改定）

第10条 丙は、契約期間中に公租公課の増減等により賃貸借料の額が不相当となったときは、書面でその旨を通知し、甲乙協議して賃貸借料を改定することができる。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙若しくは丙がこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがない場合は、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、乙又は丙が負担する。

2 甲乙丙は、前項に規定するほか必要がある場合は、甲乙丙協議の上、書面で通知することにより、この契約を解除することができる。

3 第3条の規定にかかわらず、甲は、令和8年度以降の甲の歳出予算において、この契約の保守代金等に減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、甲が負担する。

（暴力団等排除に係る解除）

第12条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙又は丙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（2）乙又は丙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（3）乙又は丙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（4）乙又は丙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）乙又は丙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙又は丙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙又は丙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙又は丙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙又は丙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第13条 乙又は丙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙又は丙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)

第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙又は丙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は丙又は乙又は丙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。))に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙又は丙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙又は丙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙又は丙(乙又は丙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙又は丙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙又は丙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(物件の返還)

第14条 甲は、この契約が満了したときは、物件を速やかに乙に返還しなければならない。

(機密の保持)

第15条 乙及び丙は、契約の履行に際し知り得た甲の秘密を外部に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第16条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙丙間で協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

乙

丙

質問・回答について

1 賃貸借の名称 庁内利用パソコン賃貸借及び保守契約

2 賃貸借番号 6

3 担当課 下水道企画建設課

4 質問及び回答

(1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。

(2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。(入札説明書4参照)

(3) 質問の提出の受付は、公告日から令和7年11月21日(和歌山市の休日を定める条例(平成元年条例第62号)第1条に規定する休日を含まない。)までの執務時間中(8時30分から17時15分まで)とします。

(4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。